

新国立競技場の整備計画

平成 27 年 8 月 28 日
新国立競技場整備計画
再検討のための関係閣僚会議

当会議は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備計画について、国民・アスリートの声や与党からの提言を踏まえ、「再検討に当たっての基本的考え方」（平成 27 年 8 月 14 日当会議決定）に基づき、具体的な検討を進めてきた。

これまでの議論を踏まえ、整備計画の内容は以下のとおりとする。

1. 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとする。

（1）アスリート第一

世界の人々に感動を与える場として、すべてのアスリートが最高の力を発揮できる競技場とする。

（2）世界最高のユニバーサルデザイン

車椅子使用者、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など、誰もがオリンピック・パラリンピックを円滑に楽しめる競技場とする。

（3）周辺環境等との調和や日本らしさ

わが国の優れた伝統や文化を世界中に発信し、内外の人々に長く愛される場として、明治神宮外苑の歴史と伝統ある環境や景観等と調和し、「日本らしさ」を取り入れた競技場とする。

2. スタジアムの性能

（1）スタジアムの性能（スペック）は、上記の基本理念を前提として、できる限りコストを抑制し、現実的にベストな計画を策定する観点から、別紙 1 のとおりとする。

（2）スタジアムの整備に当たっては、周辺地域の環境や景観等との調和を図り、「日本らしさ」に配慮するとともに、地球環境、大会後の維持管理等を十分考慮するものとする。

- (3) 上記以外に必要な性能については、事業主体である独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）において、技術提案等審査委員会の審議を経て、適切に設定するものとする。

3. 工期

- (1) 新国立競技場の完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は、平成32年（2020年）4月末とする。また、国際オリンピック委員会（IOC）等の要請を踏まえ、同年1月末を工期短縮の目標とした技術提案を求め、工期を極力圧縮するものとする。
- (2) 事業主体であるJSCは、整備期間を極力圧縮するため、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）による公募を行うものとする。

4. コストの上限（別紙2参照）

- (1) 新国立競技場のスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額（施工前に先行実施する予定の関連工事を含む。）は、上記2.及び3.を前提として、1,550億円以下とする。なお、賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会作成）第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。
- (2) 上記（1）の工事費とは別途必要となる当該工事に係る設計・監理等の費用は、40億円以下とする。
- (3) 事業主体であるJSCは、工事費の縮減に関する技術提案を求め、最大限のコスト圧縮を目指すものとする。

5. 今後の進め方

- (1) 新国立競技場の整備スケジュールは、別紙3のとおりとする。
- (2) 本計画に基づき、内閣全体として責任をもって整備を進める。このため、当会議において、JSCによる整備プロセスを点検し、着実な実行を確保する。
- (3) 整備プロセスの透明化を図る観点から、JSCは、整備の進捗状況を当会議に報告するとともに、定期的に公表を行うものとする。
- (4) 大会後は、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移

行を図ることとする。今後、政府において本計画を踏まえて、ビジネスプランの公募に向けた検討を早急に開始する。

- (5) 工事費等の財源については、平成 23 年 12 月の閣議了解を踏まえ、多様な財源の確保に努めるものとする。具体的な財源負担のあり方については、本計画の内容を踏まえ、今後政府において、東京都など関係者と協議を行い、早期に結論を得るものとする。

(以上)

(別紙1)

新国立競技場の性能（スペック）

- 新国立競技場の施設については、原則として競技機能に限定するとともに、諸施設の水準を大会のメインスタジアムとして適切に設定するため、性能（スペック）は以下のとおりとする。

(1) 施設の性能

主な施設	必要な性能 (スペック)
①競技施設	大会時に本競技場で開催予定の陸上競技、サッカー及び開閉会式の実施に必要な機能を整備する。なお、陸上競技に係るサブトラックは、徒歩圏内に仮設で設置する。
②観客席	大会時に6万8000席程度を確保する。また、視認性の高い座席配置を行う。なお、大会後においてはトラック上部への増設を可能とし、国際サッカー連盟ワールドカップ規定（8万席）にも対応しうるものとする。
③屋根	観客席の上部のみ設置する。なお、トラック上部に観客席を増設した場合にも対応しうるものとする。
④諸施設	
メディア施設	世界から訪れるメディアが、各国に向けて円滑に発信可能な機能を整備する。
防災警備施設	施設利用者の安全安心を確保するための機能を整備する。また、地域の防災性向上の観点から、東京都帰宅困難者対策条例、新宿区地域防災計画等を踏まえ、防災機能を整備する。
その他の施設	ホスピタリティー機能及び管理施設・駐車場機能については、大会運営に必要な機能を確保する。スポーツ博物館等のスポーツ振興を目的とした施設は設置しない。(注)
⑤面積（フィールドを含む）	大会開催に必要な機能を確保するため、約19万4500㎡を目途とする。

(注) JSC が所蔵する秩父宮雍仁親王殿下の御遺品及び1964東京大会時の壁画・記念作品等25作品について、最終的な保存場所をJSCは早急に検討し、決定すること。

(2) 特に配慮すべき事項

事項	趣旨
①ユニバーサルデザイン	国際パラリンピック委員会（IPC）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。
②日本らしさ	わが国の優れた伝統や文化を世界中に発信し、内外の人々に長く愛される場とするため、日本らしさに配慮した施設整備を行うとともに、木材の活用を図る。
③景観・地球環境	明治神宮外苑地区の景観や環境と調和を図るとともに、スポーツクラスターの中核にふさわしい景観の形成を図る。また、施設や地域の特性を考慮した環境負荷の抑制、自然エネルギーの活用等を図る。
④維持管理コストの縮減	大会後においても、施設が長期間にわたり有効に活用されるよう、維持管理コストの縮減を図るとともに、施設の将来可変性に配慮する。

(別紙2)

新国立競技場の整備コスト

○新国立競技場の整備コストについては、以下の金額が見込まれる。

(1) 工事費

項目	費用（見込額）	備考
①スタジアム本体	1,350 億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は観客席上部のみ設置 ・原則として競技機能に限定 ・諸施設の水準は、オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとして適切に設定 ・大会組織委員会からの追加要望（50 億円）を反映
②周辺整備	200 億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都都市計画等に基づき、必要な周辺整備工事を実施
③工事費計(①+②)	1,550 億円程度	

(注1) ②周辺整備には、先行実施する必要がある関連工事の費用 20 億円程度を含む。

(注2) 賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。

(注3) 消費税率（地方消費税を含む。）は 8 % で計算。平成 29 年 4 月 1 日以降の消費税率 10% が適用される場合には、8 % で計算した金額との差額が別途必要となる。

(2) 関連経費

項目	費用（見込額）	備考
設計・監理等	40 億円程度	上記工事に係る設計業務、施工技術検討業務、設計意図伝達業務及び工事監理業務に係る費用

(参考) この他、支出済又は支出予定の関連経費として、解体工事費（55 億円）、日本青年館・JSC 本部移転経費（174 億円）、埋蔵文化財調査費（14 億円）がある。

新国立競技場の整備スケジュール

新たな整備計画の策定	
平成 27 年 (2015 年) 8 月 28 日	○新たな整備計画の策定
公募開始～事業者選定まで	
9 月 1 日	○公募手続き開始 ～技術提案の審査～
12 月末	○設計・施工を行う事業者の選定
設計契約～工事契約～工事竣工まで	
平成 28 年 (2016 年) 1 月 目途	○設計委託契約 ～基本設計、実施設計～
12 月末 目途	○工事請負契約 ～工事施工～
平成 32 年(2020 年) 4 月末	○工事竣工の期限 (工期短縮目標は同年 1 月末を期限)
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会	
平成 32 年 (2020 年) 7～9 月	○大会開催

平成 27 年 12 月 22 日
新国立競技場整備計画
再検討のための関係閣僚会議

新国立競技場の整備に係る財政負担について

新国立競技場の工事費等の財源については、「新国立競技場の整備計画」（平成 27 年 8 月 28 日、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、国と東京都の間で検討を進めてきた。

これまでの議論を踏まえ、同競技場の整備に係る財政負担については以下のとおりとする。

- (1) 新国立競技場の整備は、「新国立競技場の整備計画」に基づき、国が責任を持って進める。
- (2) 東京都も、2020 年東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう全面的に協力する。その際、都民への便益（別紙 1）を踏まえ、整備費用の一部を分担する。
- (3) 財源、分担対象経費、分担割合等の財源スキームについては、別紙 2 のとおりとする。
- (4) 上記（3）の財源スキームを実施するために必要となる独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）等の改正案については、別紙 3 のとおりとする。

(別紙1)

都民への便益（主なもの）

(1) 2020年東京大会の開催

新国立競技場は、2020年東京大会の開会式・閉会式、サッカー、陸上競技が行われるメインスタジアムとなる極めて重要な施設であるとともに、開催時には、多くの都民が大会の感動を体感できる機会を得る。

(2) 大会後のレガシー（スポーツの振興、観光の振興等）

- ・ 新国立競技場は、大会後には、都心に立地し、神宮外苑地区のスポーツクラスターの中核施設として、大規模なスポーツ大会やイベントが開催され、都民がスポーツを観戦する機会を増やし、都民のスポーツへの興味や関心の喚起につなげる。
- ・ また、合わせて、スポーツを行う都民を増やし、急速に進む高齢化社会の中で、健康増進効果も期待できる。
- ・ さらに、国際都市東京にふさわしいスポーツ環境が整備され、国際スポーツ大会等の誘致により、国際交流や観光の拠点ともなり、国際相互理解の促進や東京の魅力を世界に発信することにつながる。

(3) 周辺環境の向上

- ・ 新国立競技場は、屋内だけでなく屋外動線においても、利用者にとって機能的でわかりやすく、ユニバーサルデザインへの配慮がなされる。最寄駅（JR千駄ヶ谷・信濃町、東京メトロ外苑前・青山一丁目・北参道、都営地下鉄国立競技場の各駅）から競技場までのアクセスが円滑になり、車両動線と歩行者動線は分離され、安全性が確保される。また、敷地の東西の高低差に対しても、車いす利用者等が無理なく移動可能となるなど、敷地全体でバリアフリーが確保される。
- ・ 敷地内に立体都市公園化される都立明治公園は、園路や広場、植栽などが再整備され、競技場利用者だけでなく、散策などで訪れる人々の憩いの場となるとともに、オープンスペースの整備により、新国立競技場などの集客性を踏まえた利用者の安全性、防災性の確保にもつながる。

(4) 防災機能の強化

- ・ 神宮外苑地区は、地震等の発災時には、新宿区、渋谷区、港区の避難場所となるが、新国立競技場の整備によりアクセシビリティが向上し、円滑な移動が可能となるため、避難者を受け入れやすくなる。また、スタ

ジアム観客席や諸室など、施設の屋内外で避難者を受け入れるスペースが確保される。

- さらに、新国立競技場には、従業員、施設利用者及び外部からの帰宅困難者受入に伴い必要となる飲食料等の備蓄（約8万人相当）のための防災備蓄倉庫が整備され、神宮外苑地区における防災拠点として機能強化が図られる。

(5) 交通対策

新国立競技場に駐車場が整備されることにより、円滑な交通の確保が図られる。

(6) 経済波及効果

新国立競技場を整備し、今後、様々なスポーツ大会やイベントが行われることにより、長期にわたって都内に多大な経済波及効果がもたらされる。

財源スキーム（別添参照）

(1) 財源

「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」とする。

(2) 分担対象経費

① スタジアム本体及び周辺整備費 (1,550 億円程度)

② 設計・監理等費用 (40 億円程度)

③ 旧国立競技場の解体工事費 (55 億円程度)

上記①～③の合計額 1,645 億円程度から、以下のア、イの経費を除いた 1,581 億円程度を対象経費とする。

ア 「上下水道工事」(27 億円程度)

…独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）負担

イ 「道路上空連結デッキ」(37 億円程度) …東京都負担

(3) 分担割合¹

「国の負担」：「スポーツ振興くじの特定金額」：「東京都の負担」

= 2 : 1 : 1

(注) 以下の要因により、上記(2)の経費に不足が生じた場合には、この割合で負担する。

・賃金又は物価等の変動が生じた場合

・消費税率 10%が適用される場合

(4) その他の経費

① 埋蔵文化財調査費、日本青年館・J S C本部棟移転経費、計画変更に伴い回収不可能となった費用、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用及びその他の関連経費については、J S Cが負担する（東京都は負担しない）。

② 道路上空連結デッキ、東京体育館デッキ接続及び現都営住宅地公園整備の費用については、東京都が負担する。

¹ スポーツ振興くじの特定金額を J S C の特定業務勘定に繰り入れること及び収益（センター法附則第 8 条の 3 の規定による読替え後の第 22 条第 1 項に規定する収益をいう。）の一定割合とされている国庫納付金の割合を見直すことについては、いずれも国庫納付金の減少につながる。このため、「スポーツ振興くじの特定金額」のうち、国庫納付金の減少見合いの額については、「スポーツ振興くじの特定金額」ではなく、「国の負担」に含める。

(別紙3)

センター法等の改正案（概要）

(1) スポーツ振興くじの特例措置

平成28年度から平成35年度までの間、スポーツ振興くじについて次の特例を設ける。

- ①特定金額の上限割合を、現在の売上金額の5%から10%に引き上げる。
- ②収益から国庫納付する割合を、現在の3分の1から4分の1に引き下げる。
- ③収益から地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する助成に充てる割合を、現在の3分の1から8分の3に引き上げる。

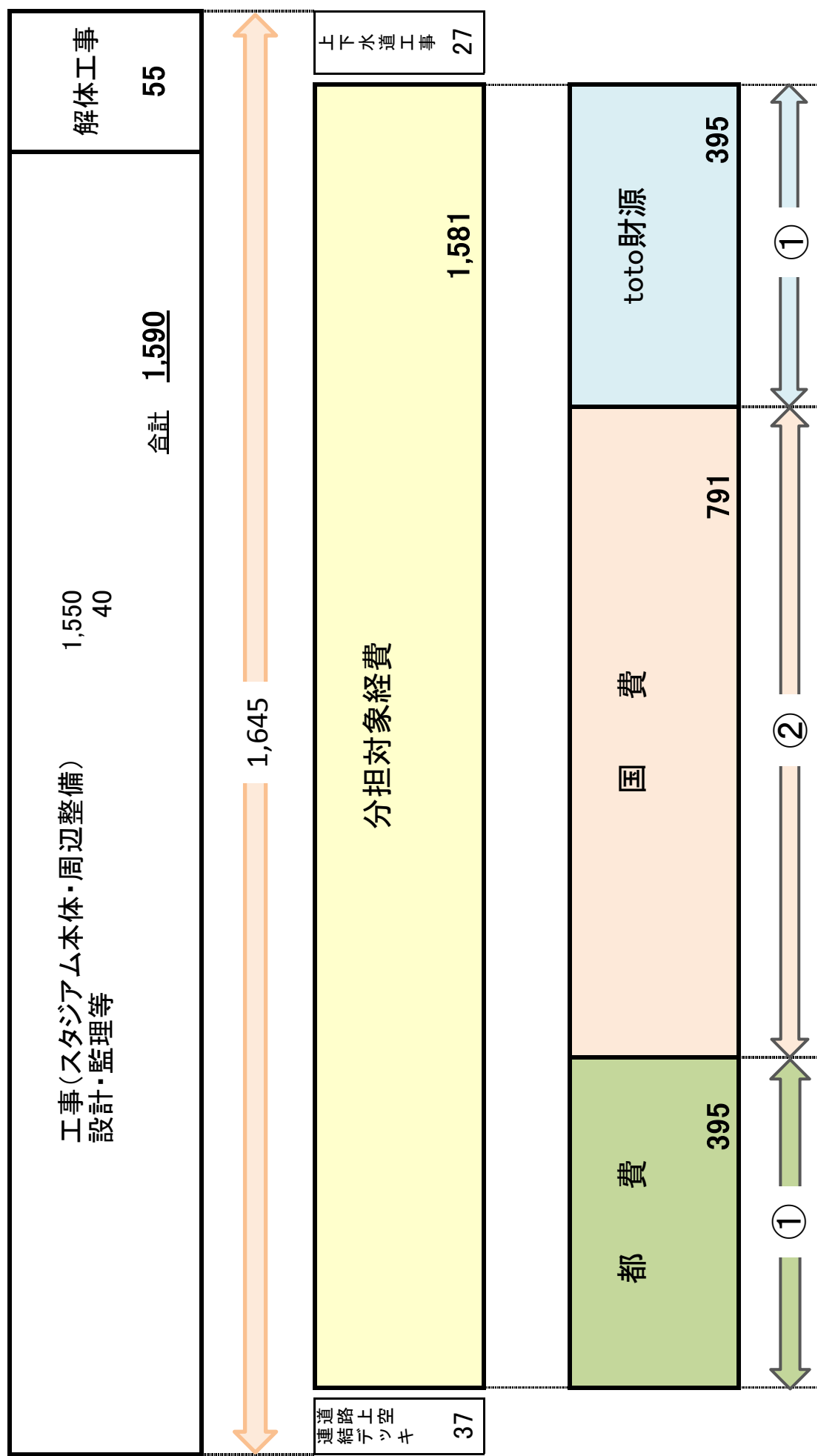
(2) 都道府県の負担

JSCが行う特定のスポーツ施設の整備に要する費用について、都道府県が一部負担するための根拠規定を設ける。

新国立競技場整備に係る財源スキーム

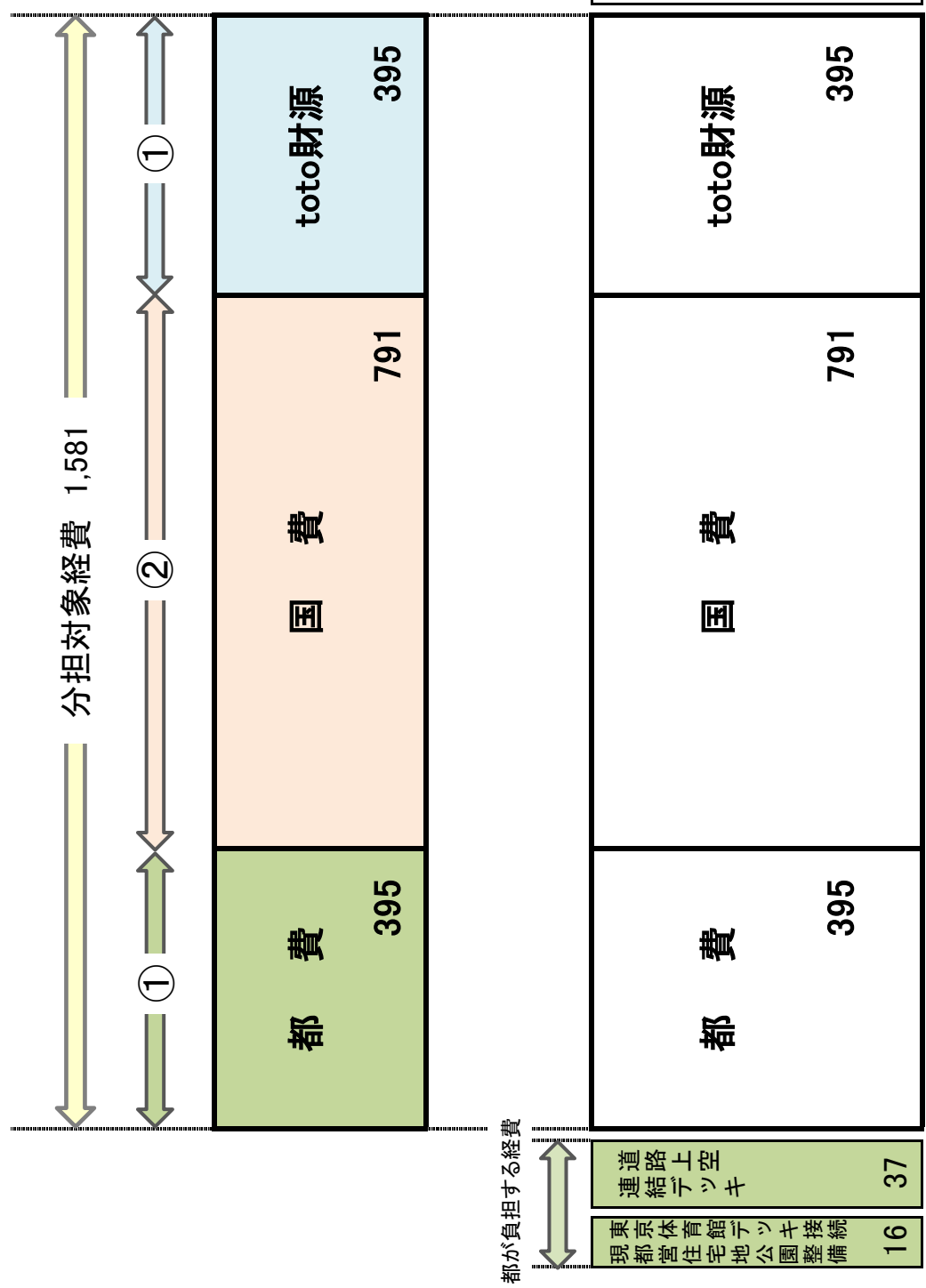
別添

(単位:億円程度)



新国立競技場整備及び関連経費

(単位:億円程度)



都が負担する経費